

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例の一部を改正する条例制定について

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例の一部を改正する条例

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例（平成24年周南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 文化スポーツ観光部

第2条第1項第7号を次のように改める。

(7) 福祉部

第2条第1項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) こども未来部

第3条第2項第1号に次のように加える。

オ 公共施設の再配置に取り組むとともに、総合的かつ統括的なマネジメントを推進することにより、市有財産の適正管理及び有効活用を図る。

第3条第2項第2号中ウを削り、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 大学の健全な運営を図るとともに、市と大学との政策連携を推進する。

第3条第2項第2号に次のように加える。

エ わかりやすく正確な広報活動や幅広い広聴活動に取り組むことにより、市民

と行政が相互に理解し合えるまちづくりを推進する。

第3条第2項第4号を削り、同項第5号ウを次のように改める。

ウ 市の魅力や情報を市内外に戦略的に発信し、関係人口の創出・拡大を図り、移住定住につなげることで持続可能なまちづくりを推進する。

第3条第2項第5号エからキまでを削り、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 文化スポーツ観光部

ア 文化の保存・継承や優れた芸術にふれる機会の提供等により、市民文化の向上を図る。

イ スポーツ環境の充実等により、スポーツ活動への参加促進及び競技力の向上を図る。

ウ 地域資源を活用したツーリズム、観光基盤等の充実により、交流人口の拡大及びコンベンションシティを推進する。

エ 姉妹都市との交流及び国際交流にふれる機会の提供等により、国際化社会に向けた意識の醸成を図る。

オ 魅力ある動物園に向けた施設及び企画運営の充実を図り、交流の場及び自然環境を学習する場等を提供する。

第3条第2項第7号中「こども・福祉部」を「福祉部」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウからカまでをイからオまでとし、同号に次のように加える。

カ 社会福祉法人、指定介護保険サービス事業所等への指導、監査等により、適正な運営の確保を図る。

第3条第2項中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同項第9号ア中「強化」の次に「と脱炭素化」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) こども未来部

ア 結婚並びに妊娠、出産及び子育てに対する切れ目のない支援体制の充実を図る。

イ 安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備することにより、少子化対策、児童福祉及び母子保健の充実を図る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(構成)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させ、政策の推進を担う組織として、次の部を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) シティネットワーク推進部</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) こども・福祉部</u></p> <p><u>(8)～(11) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(組織の役割)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 組織の役割は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部 ア～エ (略)</p> <p>(2) 企画部</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させ、政策の推進を担う組織として、次の部を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 文化スポーツ観光部</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 福祉部</u></p> <p><u>(8) こども未来部</u></p> <p><u>(9)～(12) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(組織の役割)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 組織の役割は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部 ア～エ (略)</p> <p><u>オ 公共施設の再配置に取り組むとともに、総合的かつ統括的なマネジメントを推進することにより、市有財産の適正管理及び有効活用を図る。</u></p> <p>(2) 企画部</p>

現行	改正案
<p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>公共施設の再配置に取り組むとともに、総合的かつ統括的なマネジメントを推進することにより、市有財産の適正管理及び有効活用を図る。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>シティネットワーク推進部</u></p> <p>ア <u>幅広い広聴活動に取り組み、市民と行政が相互理解を深め、市民の声を生かすことにより、誰もが幸せを実感できるまちづくりを推進する。</u></p> <p>イ <u>わかりやすく正確で時宜にかなった広報活動に取り組み、市民の市政への理解を深めるとともに、情報共有を推進する。</u></p> <p>ウ <u>本市の魅力や情報を市内外に積極的かつ戦略的に発信し、多様なネットワークを形成することにより、郷土に対する誇り及び愛着度を深め、人口の定住・定着につなげるとともに、交流・関係人口の創出・拡大及び経営資源の拡充を図り、まちづくりを効果的に推進する。</u></p> <p>(5) <u>地域振興部</u></p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>大学の健全な運営を図るとともに、市と大学との政策連携を推進する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>わかりやすく正確な広報活動や幅広い広聴活動に取り組むことにより、市民と行政が相互に理解し合えるまちづくりを推進する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>地域振興部</u></p> <p>ア・イ (略)</p>

現行	改正案
<p>ウ <u>優れた芸術・文化にふれる機会の提供等により、市民文化の向上を図る。</u></p> <p>エ <u>スポーツ環境の充実等により、スポーツ活動への参加促進及び競技力の向上を図る。</u></p> <p>オ <u>地域資源を活用したツーリズム、観光基盤等の充実により、交流人口の拡大及びコンベンションシティを推進する。</u></p> <p>カ <u>姉妹都市との交流及び国際交流の場づくりにより、国際化社会に向けた意識の醸成を図る。</u></p> <p>キ <u>魅力ある動物園に向けて施設及び企画運営の充実を図り、交流の場及び自然環境を学習する場等を提供する。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>ウ <u>市の魅力や情報を市内外に戦略的に発信し、関係人口の創出・拡大を図り、移住定住につなげることで持続可能なまちづくりを推進する。</u></p> <p>(5) <u>文化スポーツ観光部</u></p> <p>ア <u>文化の保存・継承や優れた芸術にふれる機会の提供等により、市民文化の向上を図る。</u></p> <p>イ <u>スポーツ環境の充実等により、スポーツ活動への参加促進及び競技力の向上を図る。</u></p> <p>ウ <u>地域資源を活用したツーリズム、観光基盤等の充実により、交流人口の拡大及びコンベンションシティを推進する。</u></p> <p>エ <u>姉妹都市との交流及び国際交流にふれる機会の提供等により、国際化社会に向けた意識の醸成を図る。</u></p> <p>オ <u>魅力ある動物園に向けた施設及び企画運営の充実を図り、交流の場及び自然環境を学習する場等を提供する。</u></p> <p>(6) (略)</p>

現行	改正案
<p>(7) <u>こども・福祉部</u></p> <p>ア <u>結婚並びに妊娠、出産及び子育てに対する切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、安心して子どもを み育てることのできる環境を整備することにより、少子 化対策、児童福祉及び母子保健の充実を図る。</u></p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>産業振興部</u></p> <p>ア 周南コンビナートの更なる強化を推進するとともに、 企業立地を促進し、地域の商工業等を支える中小企業等 の経済活動を支援する。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(10)～(15) (略)</p>	<p>(7) <u>福祉部</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>社会福祉法人、指定介護保険サービス事業所等への指 導、監査等により、適正な運営の確保を図る。</u></p> <p>(8) <u>こども未来部</u></p> <p>ア <u>結婚並びに妊娠、出産及び子育てに対する切れ目のな い支援体制の充実を図る。</u></p> <p>イ <u>安心して子どもをみ育てることのできる環境を整備 することにより、少子化対策、児童福祉及び母子保健の 充実を図る。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>産業振興部</u></p> <p>ア 周南コンビナートの更なる強化と<u>脱炭素化</u>を推進する とともに、企業立地を促進し、地域の商工業等を支える 中小企業等の経済活動を支援する。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(11)～(16) (略)</p>

令和6年4月1日からの周南市組織機構(案)

1 総務部

- 1 総務課
- 2 法務コンプライアンス課
- 3 人事課
- 4 防災危機管理課

2 企画部

- 1 企画課
公立大学連携室
- 2 秘書課
- 3 スマートシティ推進課
- 4 施設マネジメント課

3 財政部

- 1 財政課
行財政改革推進室
- 2 課税課
- 3 収納課
- 4 契約監理課
入札制度改革・技術指導室

4 シティネットワーク推進部

- 1 市民の声を聞く課
- 2 広報戦略課
- 3 シティプロモーション課

5 地域振興部

- 1 地域づくり推進課
中山間地域振興室
15支所
- 2 文化スポーツ課
- 3 観光交流課
- 4 動物園
リニューアル推進室

6 環境生活部

- 1 環境政策課
- 2 リサイクル推進課
- 3 市民課
- 4 生活安全課
市民相談センター
消費生活センター
- 5 人権推進課
男女共同参画室

都市経営

地域づくり・観光

安心安全・環境・人権

1 総務部

- 1 総務課
- 2 法務コンプライアンス課
- 3 人事課
- 4 防災危機管理課
- 5 施設マネジメント課

2 企画部

- 1 企画課
市民館跡地利活用推進室
- 2 公立大学連携課
- 3 秘書課
- 4 スマートシティ推進課
- 5 広報広聴課

3 財政部

- 1 財政課
行財政改革推進室
- 2 課税課
- 3 収納課
- 4 契約監理課
技術指導室

4 地域振興部

- 1 地域づくり推進課
中山間地域振興室
15支所
- 2 移住交流推進課

5 文化スポーツ観光部

- 1 文化振興課
- 2 スポーツ振興課
- 3 観光交流課
- 4 動物園
リニューアル推進室

6 環境生活部

- 1 環境政策課
- 2 リサイクル推進課
- 3 市民課
- 4 生活安全課
市民相談センター
消費生活センター
- 5 人権推進課
男女共同参画室

7 子ども・福祉部

- (子ども局)
- 1 次世代政策課
 - 2 子ども支援課
 - 3 あんしん子育て室
子ども子育て相談センター
 - 4 地域福祉課
 - 5 高齢者支援課
 - 6 生活支援課
 - 7 障害者支援課
 - 8 指導監査室

8 健康医療部

- 1 健康づくり推進課
新型コロナウイルスワクチン対策室
- 2 地域医療課
鹿野診療所
- 3 病院管理室
- 4 保険年金課

9 産業振興部

- 1 商工振興課
企業立地推進室
コンビナート脱炭素推進室
- 2 中心市街地活性化推進課
- 3 農林課
森林・有害鳥獣対策室
地方卸売市場
- 4 水産課
地方卸売市場水産物市場

10 建設部

- 1 道路課
橋りょう長寿命化推進室
- 2 河川港湾課
- 3 建築課
- 4 住宅課

11 都市整備部

- 1 都市政策課
- 2 公共交通対策課
- 3 建築指導課
- 4 公園花とみどり課
- 5 市街地整備課

子育て・福祉・健康・医療

産業

生活基盤

7 福祉部

- 1 地域福祉課
もやいネットセンター
- 2 高齢者支援課
- 3 生活支援課
- 4 障害者支援課
- 5 指導監査課

8 子ども未来部

- 1 子育て給付課
- 2 子ども保育課
- 3 あんしん子育て推進課

9 健康医療部

- 1 健康づくり推進課
- 2 地域医療課
鹿野診療所
- 3 病院管理課
- 4 保険年金課

10 産業振興部

- 1 商工振興課
企業立地推進室
コンビナート脱炭素推進室
- 2 中心市街地活性化推進課
- 3 農林振興課
道の駅リニューアル推進室
地方卸売市場
- 4 農林整備課
- 5 水産振興課
地方卸売市場水産物市場

11 建設部

- 1 道路課
橋りょう長寿命化推進室
- 2 河川港湾課
- 3 建築課
- 4 住宅課
空家対策室

12 都市整備部

- 1 都市政策課
- 2 公共交通対策課
- 3 建築指導課
- 4 公園花とみどり課
- 5 市街地整備課

- 12 新南陽総合支所**
- 1 地域政策課
地域づくり推進室
新南陽ふれあいセンター
 - 2 市民福祉課
市民相談室

- 13 熊毛総合支所**
- 1 地域政策課
 - 2 市民福祉課
市民相談室
 - 3 産業土木課

- 14 鹿野総合支所**
- 1 地域政策課
コアプラザかの
 - 2 市民福祉課
市民相談室
 - 3 産業土木課

検査監

会計課

- 15 上下水道局**
- 1 総務課
 - 2 企画調整課
 - 3 財政課
 - 4 料金課
 - 5 水道工務課
 - 6 下水道工務課
 - 7 浄水課
菊川浄水場
大迫田浄水場
 - 8 下水道施設課
徳山中央浄化センター
徳山東部浄化センター
新南陽浄化センター
徳山中央浄化センター再構築推進室
 - 9 水質管理課

- 16 ボートレース事業局**
- 1 ボートレース管理課
 - 2 ボートレース事業課

地域福祉増進

公営企業

- 13 新南陽総合支所**
- 1 地域政策課
地域づくり推進室
新南陽ふれあいセンター
 - 2 市民福祉課
市民相談室

- 14 熊毛総合支所**
- 1 地域政策課
 - 2 市民福祉課
市民相談室
 - 3 産業土木課

- 15 鹿野総合支所**
- 1 地域政策課
コアプラザかの
 - 2 市民福祉課
市民相談室
 - 3 産業土木課

検査監

会計課

- 16 上下水道局**
- 1 総務課
 - 2 企画調整課
 - 3 財政課
 - 4 料金課
 - 5 水道工務課
 - 6 下水道工務課
 - 7 浄水課
菊川浄水場
大迫田浄水場
 - 8 下水道施設課
徳山中央浄化センター
徳山東部浄化センター
新南陽浄化センター
徳山中央浄化センター再構築推進室
 - 9 水質管理課

- 17 ボートレース事業局**
- 1 ボートレース管理課
 - 2 ボートレース事業課

- 17 消防本部**
- 1 消防総務課
 - 2 警防課
 - 3 指令課
 - 4 予防課
 - 5 危険物保安課
(中央消防署)
(東消防署)
(西消防署)
(北消防署)

- 18 教育委員会事務局 教育部**
- 1 教育政策課
 - 2 生涯学習課
 - 3 人権教育課
 - 4 学校教育課
ICT教育推進室
 - 5 学校給食課
 - 6 中央図書館
新南陽図書館
福川図書館
熊毛図書館
鹿野図書館
徳山駅前図書館

19 選挙管理委員会事務局

20 農業委員会事務局

21 監査委員事務局

22 公平委員会事務局

23 議会事務局

消防・救急

教育・生涯学習

- 18 消防本部**
- 1 消防総務課
 - 2 警防課
 - 3 指令課
 - 4 予防課
 - 5 危険物保安課
(中央消防署)
(東消防署)
(西消防署)
(北消防署)

- 19 教育委員会事務局 教育部**
- 1 教育政策課
 - 2 生涯学習課
 - 3 人権教育課
 - 4 学校教育課
ICT教育推進室
 - 5 学校給食課
 - 6 中央図書館
新南陽図書館
福川図書館
熊毛図書館
鹿野図書館
徳山駅前図書館

20 選挙管理委員会事務局

21 農業委員会事務局

22 監査委員事務局

23 公平委員会事務局

24 議会事務局